

(素案)

地域で「つくる」コミュニティバス
～コミュニティバス導入の手引き～
(素案)



(素案)

(素案)

はじめに

松戸市では、市内の公共交通不便地域の解消及び公共交通ネットワークの補完を主な目的として、コミュニティバスの導入を検討しています。

一方で、コミュニティバスは、本当に必要とされ、利用される地域で運行しないと、「空気を運ぶバス」となり、運行継続は困難となることから、「地域」の実情・課題・ニーズを正確に把握し、運行ルートやダイヤ等に反映させることが必要です。

そのためには、「地域」、「行政」、「事業者」の3者が、それぞれの役割を担って「協働」した上で、「地域」の方々が、「自分たちのための交通」と認識し、「自ら」、「考え」、「つくり」、「まもり」、「育てる」ことが望まれます。

本書は、「地域」の方々に、コミュニティバスの役割や、「地域」、「行政」、「事業者」の役割分担等について理解していただくとともに、コミュニティバスの導入を具体的に検討する際の「手引き」として活用していただくことを目的に作成しています。

本書を契機に、「地域の」、「地域による」、「地域のための」コミュニティバスの導入を実現し、運行を継続していくことで、地域の活性化や魅力の向上に資することを期待するものです。



(素案)

目次

1. コミュニティバスの基本方針.....	5
1-1 コミュニティバスの定義.....	5
1-2 コミュニティバスの役割.....	6
1-3 検討対象区域（公共交通不便地域）.....	7
1-4 コミュニティバスのサービス水準.....	8
1-5 3者（行政/地域/事業者）の役割分担.....	9
2. コミュニティバス導入に向けた検討手順.....	10
2-1 コミュニティバス導入に向けた主な検討手順.....	10
2-2 コミュニティバス導入に向けた具体的な検討手順及び検討内容.....	11
ステップ1. 導入検討の開始.....	12
ステップ2. 運行計画案の作成.....	15
ステップ3. 需要調査の実施.....	23
ステップ4. 運行計画の作成.....	27
ステップ5. 実証運行の準備.....	28
ステップ6. 実証運行の実施.....	33
ステップ7. 本格運行実施の準備.....	39
ステップ8. 本格運行の実施.....	40

1. コミュニティバスの基本方針

1-1 コミュニティバスの定義

○ コミュニティバスとは、

“「地域」が主体となって検討し、導入する交通手段”

のひとつです。

○ そのため、「地域」が、

自ら

… “主体となって “

考え

… “地域の課題やニーズを把握し “

つくり

… “地域に適したコミュニティバスを導入し”

守り

… “積極的に利用することで運行を継続させ”

育てる

… “利用者を増やしていく”

ことが大切です。



(素案)

1-2 コミュニティバスの役割

① 既存の公共交通ネットワークを補完

✓既存の鉄道・バス路線網を補完します。



② 公共交通不便地域の解消

✓地域の生活交通を確保することで、公共交通不便地域の解消を目指します。



③ 日常生活に密着した施設へのアクセス向上

✓鉄道駅やスーパー、病院など、日常生活に密着した施設へのアクセス向上を目指します。



④ 個人属性問わず全員のアクセシビリティを確保

✓高齢者、障がい者、子育て世代、自動車を持たない人など、誰もが安全・安心に利用できるサービスの構築を目指します。

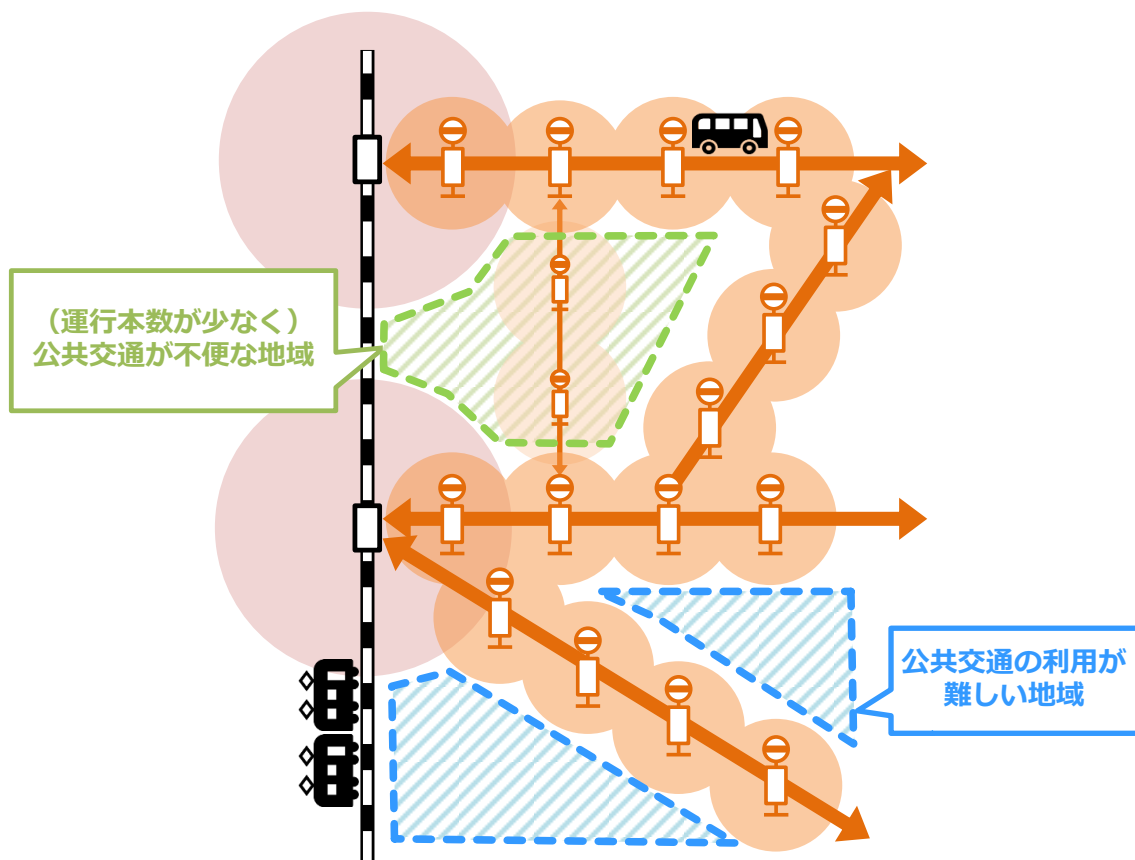


(素案)

1-3 検討対象区域（公共交通不便地域）

○ コミュニティバスは、公共交通不便地域に導入します。

公共交通不便地域のイメージ



(素案)

1-4 コミュニティバスのサービス水準

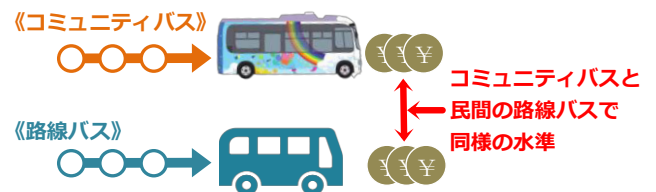
- 運賃体系や運行本数等のサービス水準は、以下を基本とします。
- ただし、**1-2 コミュニティバスの役割 (p.6)** に適した内容であれば、運行ルートの特性や、地域の状況等に応じて柔軟に設定できます。

コミュニティバスのサービス水準

① 運賃体系

⇒ 民間の路線バスと同水準

- 割引対象は、小学生、未就学児、障がい者（介護者）を想定



② 運行本数

⇒ 1 時間に 1 本程度

- 毎時同分を推奨

《時刻表》

時	分
7	30
8	30
⋮	⋮
17	30
18	30

7 時台から 18 時台の運行を基本

1 時間に 1 本程度 (毎時同分を推奨)

③ 運行時間帯

⇒ 7 時台～18 時台

④ 運行日

⇒ 平日

- 休日は、需要が見込める場合に検討

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

平日運行が基本

⑤ 運行車両

⇒ コミュニティバス (定員 28～35 人程度)



(素案)

1-5 3者（行政/地域/事業者）の役割分担

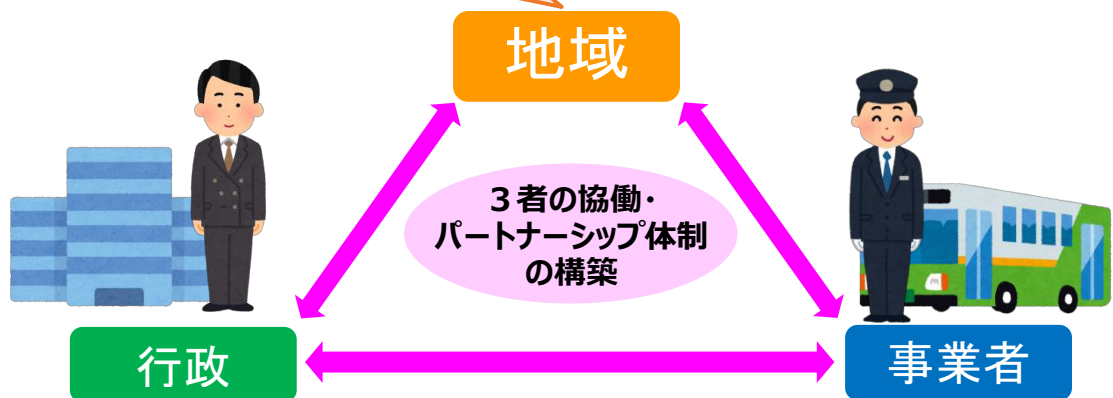
○「地域」、「行政」、「事業者」が“協働”して導入を検討します。

- 地元のことを最もよく知る「地域」が中心となって取り組むことが重要です。
- 「行政」と「事業者」は、「地域」が主体的に取り組めるよう、積極的に支援します。

地域・行政・事業者の役割分担イメージ

地域交通について問題意識を持ち、主体的に検討

- 検討組織の設立
- 地域のニーズ・課題の把握
- 道路状況の確認
- 沿線住民への説明・合意形成
- 運行計画案の作成
- アンケート調査へ協力
- 周知・利用促進の取組
- 積極的な利用 等



検討の技術的・財政的支援

- 道路状況の調査
- アンケート調査の実施
- 需要推計・収支試算
- 関係機関との調整
- 運行計画の作成
- 法定協議会の開催 等

運行・助言

- 運行計画等に対する助言
- 事業認可申請
- 実証運行・本格運行
- 利用者増・コスト削減の取組 等

(素案)

2. コミュニティバス導入に向けた検討手順

2-1 コミュニティバス導入に向けた主な検討手順

○ 以下の手順で、コミュニティバスの導入を検討します。

主な検討手順

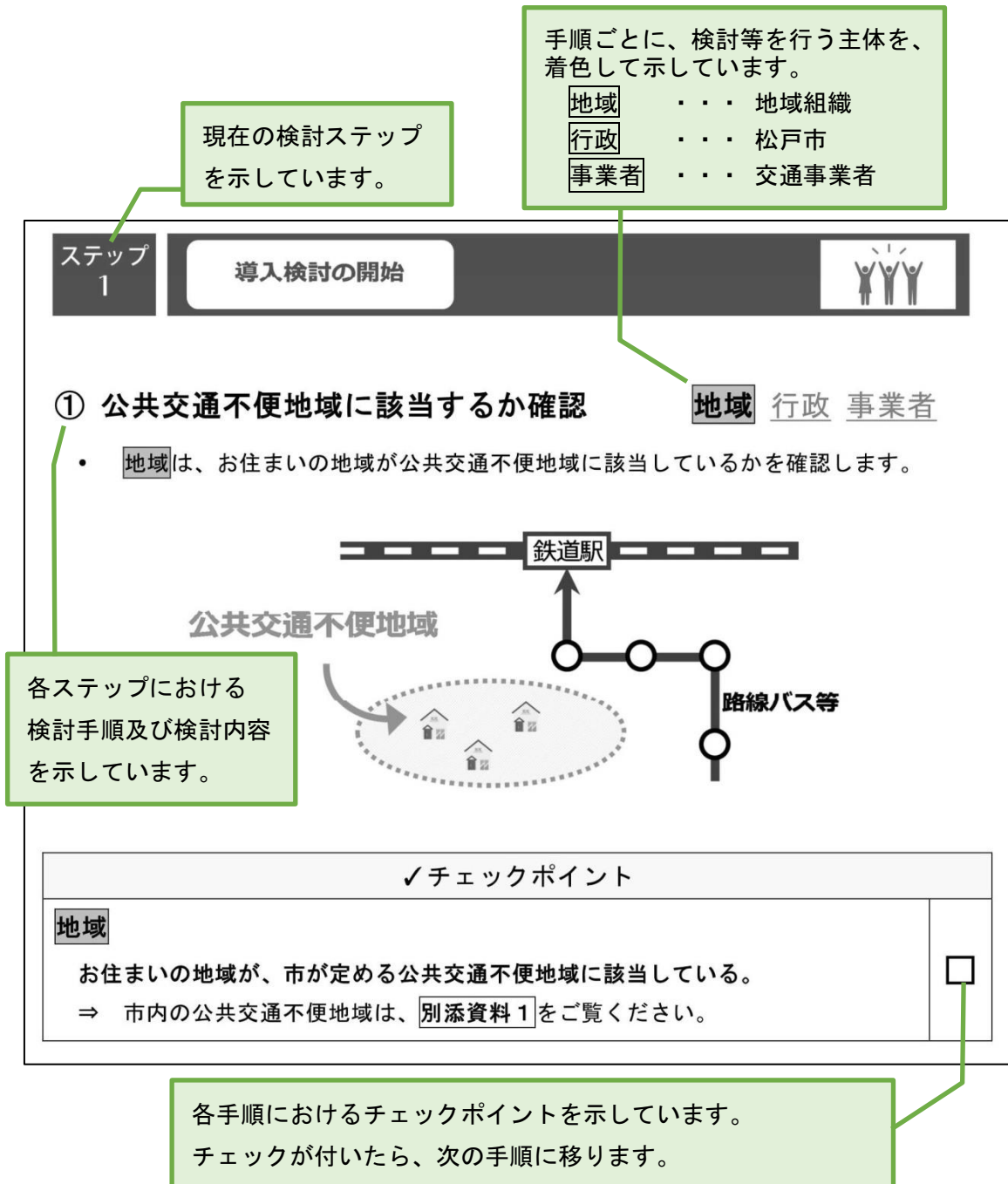
ステップ	実施	主な検討手順	チェックポイント	イラスト
ステップ 1	開始	導入検討の開始	導入検討の開始 P12	
ステップ 2	開始	運行計画案の作成	運行計画案の作成 P15	
ステップ 3	実施	需要調査の実施	需要調査の実施 P23	
ステップ 4	実施	運行計画の作成	運行計画の作成 P27	
ステップ 5	実施	実証運行の準備	実証運行の準備 P28	
ステップ 6	実施	実証運行の実施	実証運行の実施 P33	
ステップ 7	実施	本格運行の準備	本格運行の準備 P39	
ステップ 8	実施	本格運行の実施	本格運行の実施 P40	

(素案)

2-2 コミュニティバス導入に向けた具体的な検討手順及び検討内容

- ここでは、コミュニティバス導入に向けた具体的な検討手順や検討内容を、検討ステップごとに示しています。

■ 各検討ステップの見方



- ステップ 1 導入検討の開始
- ステップ 2 運行計画案の作成
- ステップ 3 需要調査の実施
- ステップ 4 運行計画の作成
- ステップ 5 実施の準備
- ステップ 6 実施
- ステップ 7 本格運行の準備
- ステップ 8 本格運行の実施

(素案)

ステップ
1

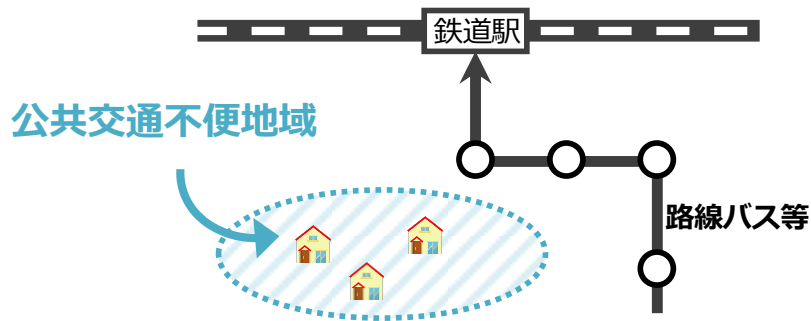
導入検討の開始



① 公共交通不便地域に該当するか確認

地域 行政 事業者

- **地域**は、お住まいの地域が公共交通不便地域に該当しているかを確認します。



✓チェックポイント

地域

お住まいの地域が、市が定める公共交通不便地域に該当している。
⇒ 市内の公共交通不便地域は、**別添資料1**をご覧ください。

ステップ 1
開始
導入検討の

ステップ 2
の作成
運行計画案

ステップ 3
実施
需要調査の

ステップ 4
作成
運行計画の

ステップ 5
実施
実証運行の準備

ステップ 6
実施
実証運行の

ステップ 7
実施
本格運行の準備

ステップ 8
実施
本格運行の

(素案)

② 地域住民による地域組織の設立

地域 **行政** 事業者

- **地域**が主体となって、コミュニティバスの導入検討や運行改善を行うために、地域組織を設立します。
- **行政**は、地域に対して、地域組織の設立支援をします。
- **地域**は、「コミュニティバス検討組織登録書」を作成し、**行政**に提出します。



✓チェックポイント	
<p>地域</p> <p>地域組織を設立している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民5名以上で構成されている。 ・ 連絡窓口となる代表者が1名いる。 ・ 地域の町会・自治会と連携することができる。 ・ 地域組織の構成員に、検討路線の利用者を含んでいる。 ・ 地域組織の規約（活動内容）を定めている。 <p>⇒ 規約を定める際は、別添資料2を参考にしてください。</p> <p>≪地域組織とは？≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業を円滑に推進するために地域住民で組織されており、地域の町会・自治会との連携がとれ、地域住民の代表として活動できる団体のことです。 	□
<p>地域 行政</p> <p>「コミュニティバス検討組織設立届出書」（様式1）と「地域組織の規約」を作成し、行政に提出している。</p> <p>⇒ 様式は、別添資料2及び別添資料3をご覧ください。</p>	□

ステップ1
開始
導入検討の

ステップ2
の作成
運行計画案

ステップ3
実施
需要調査の

ステップ4
作成
運行計画の

ステップ5
実施の準備
実証運行

ステップ6
実施
実証運行の

ステップ7
実施の準備
本格運行

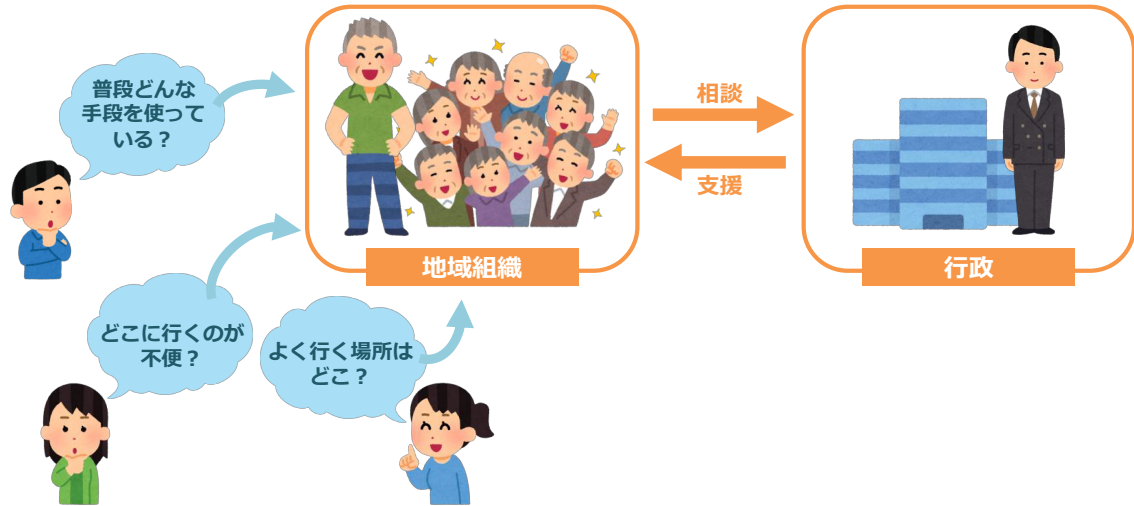
ステップ8
実施
本格運行の

(素案)

③ 地域によるニーズ把握

地域 **行政** 事業者

- **地域**は、既存の公共交通の運行状況を確認した上で、地域住民に対して、アンケートや聞き取り等を行い、地域の課題やニーズ等を把握します。
- **行政**は、地域に対して、他の地域組織の取組状況を紹介するなど、地域が行うニーズ把握を支援します。



✓チェックポイント

地域 **行政**

地域組織が主体となって、コミュニティバス導入のニーズ把握を行った。
 ※ニーズ把握とは、「日常の移動に関する困りごと」や「行きたい場所・施設」など、コミュニティバス導入に向けて、地域の課題や要望を把握することです。

《ニーズ把握の主な内容》

- ・ 日常の移動に関する困りごと
- ・ 日常的に良く行く施設
- ・ 日常の移動で使う代表的な交通手段
- ・ コミュニティバスで行きたい場所
- ・ 希望するコミュニティバスのサービス水準（運行本数、運賃等）

など



(素案)

ステップ
2

運行計画案の作成



① 希望ルートの作成

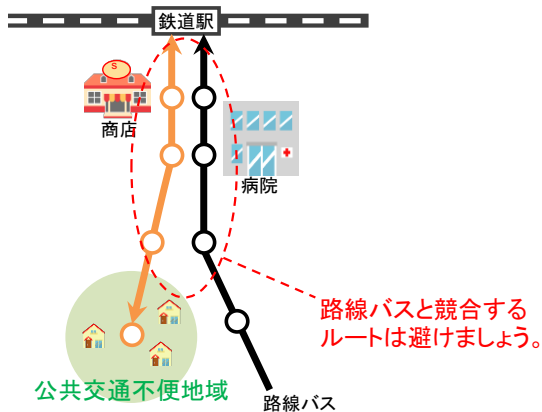
地域 行政 事業者

- **地域**は、以下の「運行ルートの考え方」に整合したルートを作成します。

【運行ルートの考え方】

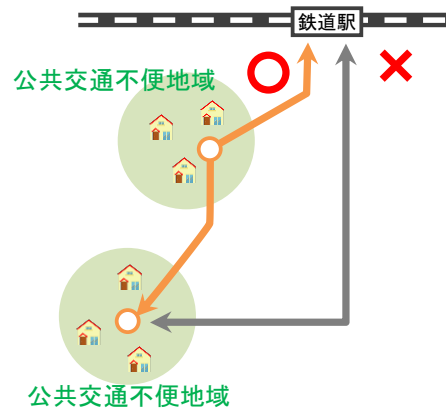
(1) 既存の公共交通と競合しない

路線バスのルートと重複、並行するルートは、路線間の競合となるので、設定しないようにします。



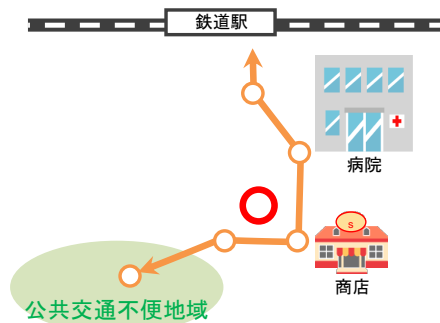
(2) 公共交通不便地域を発着または経由

ルート沿線に複数の公共交通不便地域がある場合は、各公共交通不便地域を発着または経由するルートを基本とします。



(3) 日常生活に密着した施設にアクセス

駅、商業施設、病院、公共施設等を直接結ぶルートを検討します。



ステップ 1

開始
導入検討の

ステップ 2

の作成
運行計画案

ステップ 3

実施
需要調査の

ステップ 4

作成
運行計画の

ステップ 5

実施
実施の準備

ステップ 6

実施
実施運行の

ステップ 7

実施
本格運行の準備

ステップ 8

実施
本格運行の

(素案)

✓チェックポイント

地域

公共交通不便地域、路線バスとの関係を考慮した上で、日常生活に密着した施設を結ぶルートが設定されている（※1）。

- ・ 可能な限り、公共交通不便地域を発着または経由している（※2）。
- ・ 既存の路線バスやコミュニティバスと競合しない（バス路線網を補完）。
- ・ 日常生活と密接に関わる施設（駅、商業施設、病院、公共施設等）を結んでいる。
- ・ 路線の起終点で、車両が転回できる場所が確保されている。
- ・ 路線の起終点のいずれかに、運転手が使用できるトイレが設置されている。

※1 地域で確認後、行政、交通事業者と改めて状況を確認

※2 **別添資料 1**を用いて確認



ステップ 1

開始
導入検討の

ステップ 2

の作成
運行計画案

ステップ 3

実施
需要調査の

ステップ 4

作成
運行計画の

ステップ 5

実施
実証運行の準備

ステップ 6

実施
実証運行の

ステップ 7

実施
本格運行の準備

ステップ 8

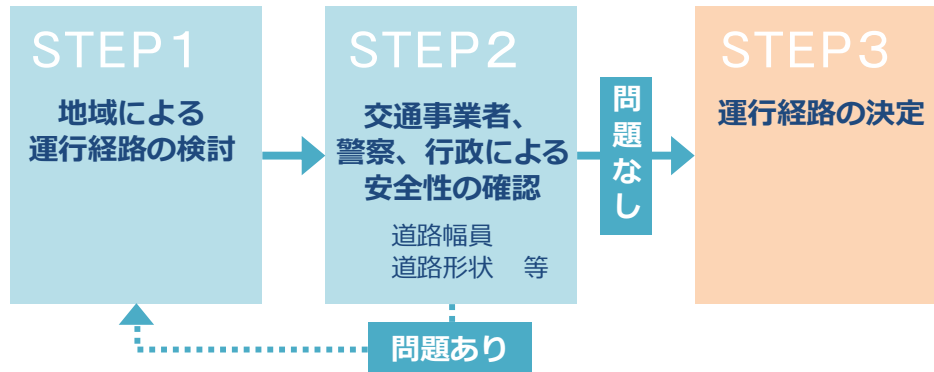
実施
本格運行の

(素案)

② 交通安全の確認

地域 行政 事業者

- 地域が中心となって、希望するルート上の道路幅員や交通規制状況等を確認し、安全に走行できる環境が整っているかどうか確認します。
- その後、行政や事業者を通じて、所轄の警察署による確認が必要です。



✓チェックポイント	
<p>地域 行政 事業者</p> <p>コミュニティバスが安全に運行できる道路要件（幅員、形状等）を満たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 必要な道路幅員が確保されている。 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 相互通行の場合、車道幅員（p. 18 参照）が車両幅の 2 倍 + 50 cm 以上確保されている。 • 道路形状（勾配、隅切り、見通し等）が適している（p. 20 参照）。 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 勾配、隅切り（※1）、見通し等について、現地調査や実車走行を通じて警察、道路管理者と協議、調整が行われている。 <p>※1 狭あい道路の交差点では運行するために隅切りが必要な場合があります。</p>	□

ステップ 1

開始
導入検討の

ステップ 2

の作成
運行計画案

ステップ 3

実施
需要調査の

ステップ 4

作成
運行計画の

ステップ 5

実施の準備
実証運行

ステップ 6

実施
実証運行の

ステップ 7

実施の準備
本格運行

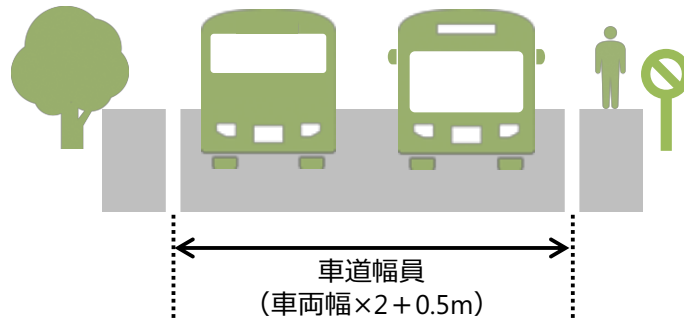
ステップ 8

実施
本格運行の

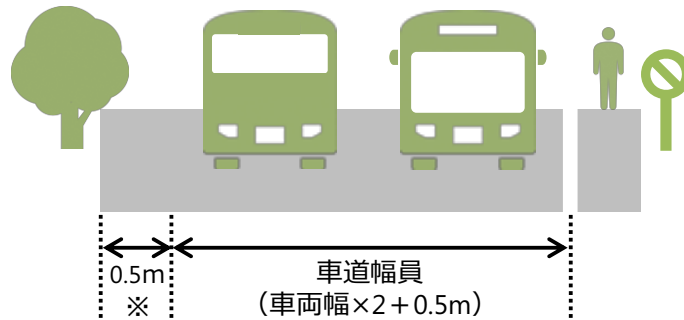
(素案)

■ 車道幅員の考え方

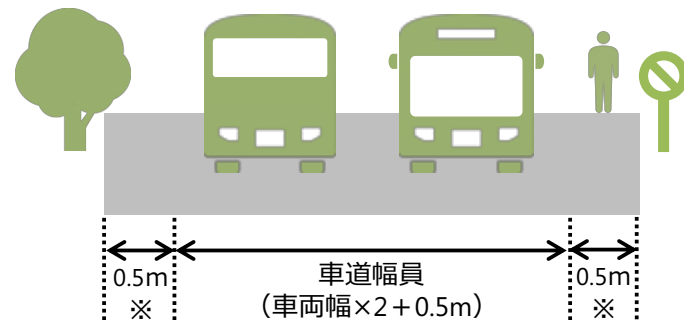
① 白線が両側にある場合



② 白線が片側のみの場合

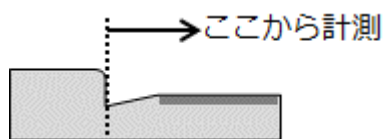


③ 白線がない場合

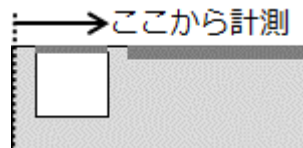


※ 計測する際の留意点

L型側溝



U型側溝 (蓋付き)



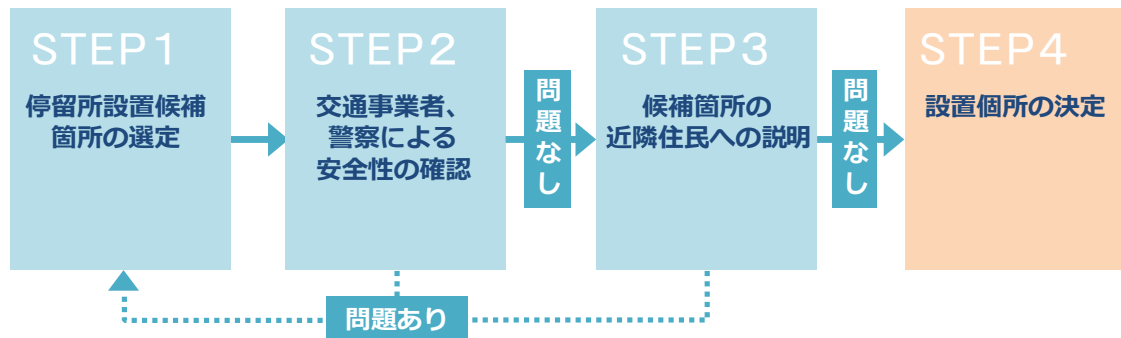
ステップ 1 開始 導入検討の
ステップ 2 の作成 運行計画案
ステップ 3 実施 需要調査の
ステップ 4 作成 運行計画の
ステップ 5 実施 実証運行の準備
ステップ 6 実施 実証運行の
ステップ 7 実施 本格運行の準備
ステップ 8 実施 本格運行の

(素案)

③ 停留所設置場所の検討

地域 行政 事業者

- 地域は、停留所の設置場所を検討し、安全に設置できるかどうかを、行政を通じて事業者や所轄の警察署に確認します。
- 地域は、停留所の設置について、近隣住民等に説明し、了承を得ます。



✓チェックポイント	
<p>地域 行政 事業者</p> <p>想定している場所に停留所を安全に設置することができる。</p> <p>【STEP1】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 道路標識、交通信号機、交差点、横断歩道及び踏切道の前後から30m以上離れている。 • 消火栓、消火標識、駐車場の出入口の前後から5m以上離れている。 • 勾配が急な坂道や急な曲がり角等、交通上支障となる場所を避けている。 <p>【STEP2】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 停留所の新設に関して、警察から了承を得ている（※）。 <p>【STEP3】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 停留所の新設に関して、土地所有者、近隣住民から了承を得ている。 <p>※ 警察への確認は行政と協働して実施</p>	<input type="checkbox"/>

ステップ 1

開始
導入検討の

ステップ 2

の作成
運行計画案

ステップ 3

実施
需要調査の

ステップ 4

作成
運行計画の

ステップ 5

実施の準備
実証運行

ステップ 6

実施
実証運行の

ステップ 7

実施の準備
本格運行

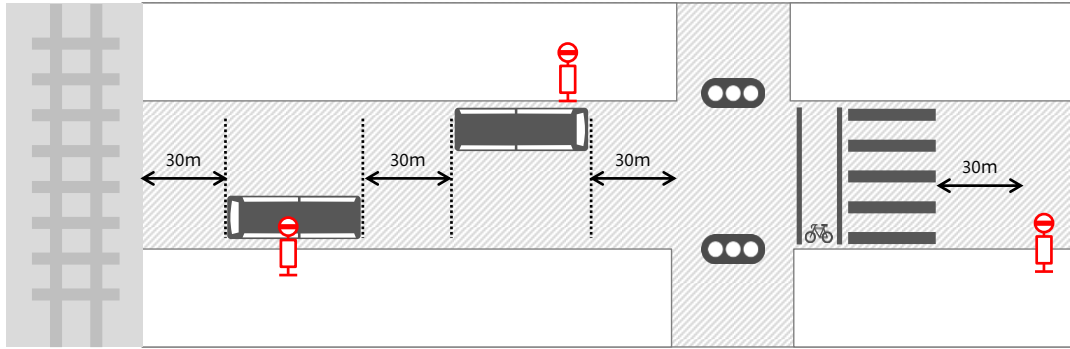
ステップ 8

実施
本格運行の

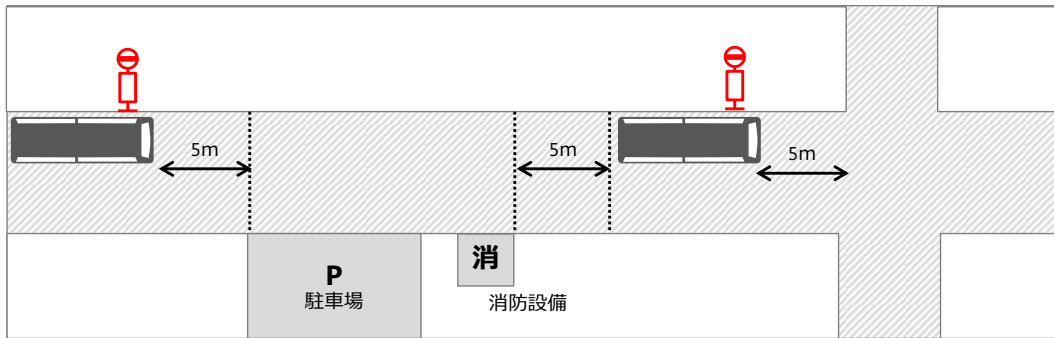
(素案)

■ 道路交通法等規制

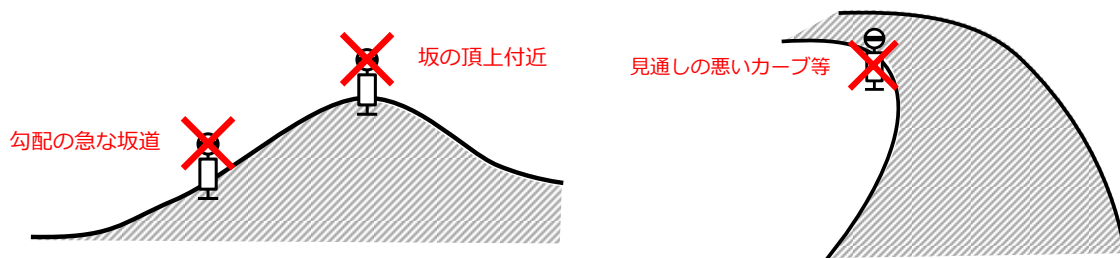
① 30m 以上離す要件



② 5m 以上離す要件



③ その他の要件（設置できない場所）



ステップ 1
開始
導入検討の

ステップ 2
の作成
運行計画案

ステップ 3
実施
需要調査の

ステップ 4
作成
運行計画の

ステップ 5
実施
実証運行の準備

ステップ 6
実施
実証運行の

ステップ 7
実施
本格運行の準備

ステップ 8
実施
本格運行の

(素案)

④ サービス水準の検討

地域 行政 事業者

- **地域**は、運賃体系、運行本数、運行時間帯といった、コミュニティバスの運行内容を検討します。
- 運行内容は、**1-4 コミュニティバスのサービス水準 (p.8)**を基準としますが、**1-2 コミュニティバスの役割 (p.6)**に適した内容であれば、運行ルートの特性や、地域の状況等に応じて柔軟に設定できます。

✓チェックポイント	
地域 運賃体系、運行本数、運行時間帯、運行日など、サービス水準に合致した運行内容となっている。	<input type="checkbox"/>

ステップ 1
開始 導入検討の

ステップ 2
の作成 運行計画案

ステップ 3
実施 需要調査の

ステップ 4
作成 運行計画の

ステップ 5
実施の準備 実証運行

ステップ 6
実施 実証運行の

ステップ 7
実施の準備 本格運行

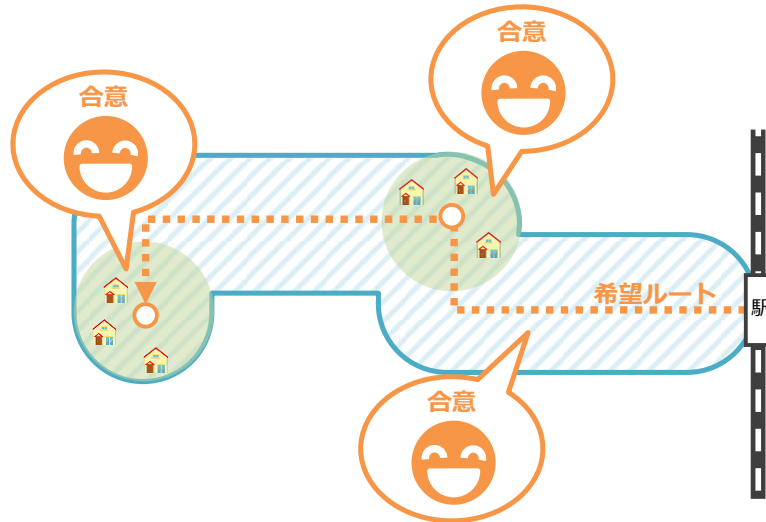
ステップ 8
実施 本格運行の

(素案)

⑤ 希望ルート沿線住民の合意形成

地域 **行政** 事業者

- **地域**は、ルートと停留所の位置について、希望ルート沿線の全ての自治会の同意を得た上で、「コミュニティバスの導入に関する同意書」を作成し、**行政**に提出します。



ステップ 1

開始
導入検討の

ステップ 2

の作成
運行計画案

ステップ 3

実施
需要調査の

ステップ 4

作成
運行計画の

ステップ 5

実施
実証運行の準備

ステップ 6

実施
実証運行の

ステップ 7

実施
本格運行の準備

ステップ 8

実施
本格運行の

✓チェックポイント

地域 **行政**

希望ルート沿線の全ての自治会の同意を得た上で、
「コミュニティバスの導入に関する同意書」(様式2)を作成し、
行政に提出している。
⇒ 様式は、**別添資料3**をご覧ください。



⑥ 「コミュニティバス運行計画書(案)」の作成・提出

地域 **行政** 事業者

- **地域**は、地域住民のニーズや要望を取りまとめた上で、
「コミュニティバス運行計画書(案)」を作成し、**行政**に提出します。

✓チェックポイント

地域 **行政**

「コミュニティバス運行計画書(案)」(様式3)を作成し、行政に提出している。
⇒ 様式は、**別添資料3**をご覧ください。



(素案)

ステップ
3

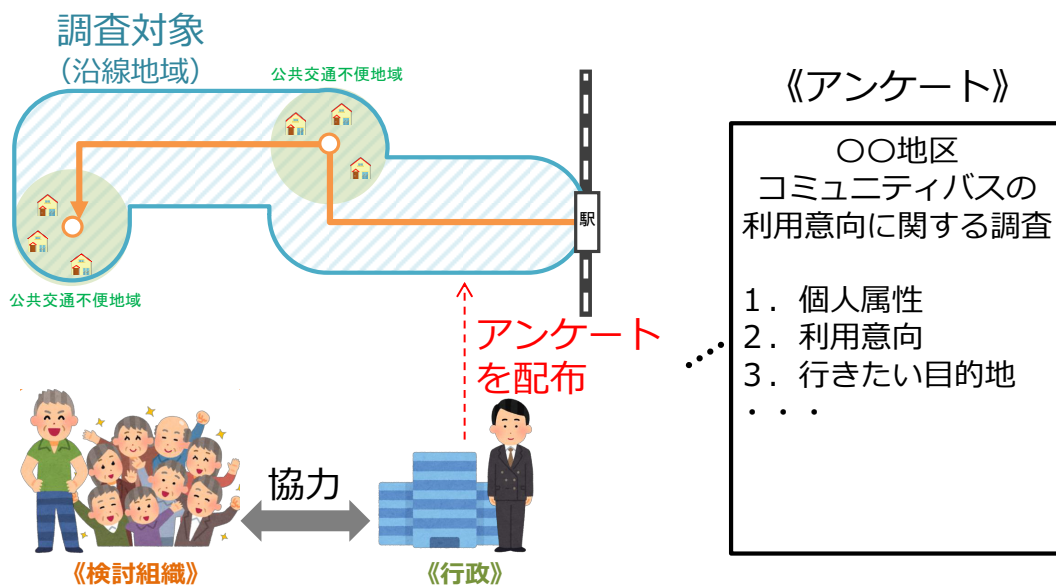
需要調査の実施



① 需要調査の実施

地域 **行政** 事業者

- **行政**は、**地域**が作成した「コミュニティバス運行計画書（案）」について、どの程度利用が見込めるか確認するために、希望ルートに沿線住民に需要調査（アンケート調査）を実施します。
- **地域**は、自治会等を通じて、沿線住民に調査への協力を呼びかけます。



✓チェックポイント	
<p>行政</p> <p>沿線住民へ需要調査（アンケート調査）を実施している。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>地域</p> <p>希望するルート沿線の自治会等を通じて、沿線住民へ調査への協力を呼びかけた。 ⇒ 調査の概要については、別添資料4をご覧ください。</p> <p>《需要調査とは？》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「コミュニティバス運行計画書（案）」に基づき運行した場合の需要を予測するために、市が実施するアンケート調査のことで。 ・ 需要調査では、希望ルート沿線住民を対象にアンケート調査を実施しますが、回収率が低い場合は地域の関心が低いとみなされます。 	<input type="checkbox"/>

ステップ 1

開始 導入検討の

ステップ 2

の作成 運行計画案

ステップ 3

実施 需要調査の

ステップ 4

作成 運行計画の

ステップ 5

実施の準備 実証運行

ステップ 6

実施 実証運行の

ステップ 7

実施の準備 本格運行

ステップ 8

実施 本格運行の

(素案)

② 運行経費及び運賃収入の試算

地域 **行政** **事業者**

- **行政**は、**事業者**に協力を得て、「コミュニティバス運行計画書（案）」と需要調査の結果を基に、運行経費と運賃収入を試算します。

ステップ 1

開始
導入検討の

✓チェックポイント	
行政 事業者 「コミュニティバス運行計画書（案）」を基に、運行経費を試算している。	<input type="checkbox"/>
行政 需要調査結果を基に、運賃収入を試算している。	<input type="checkbox"/>

ステップ 2

の作成
運行計画案

ステップ 3

実施
需要調査の

ステップ 4

作成
運行計画の

ステップ 5

実施の準備
実証運行

ステップ 6

実施
実証運行の

ステップ 7

実施の準備
本格運行

ステップ 8

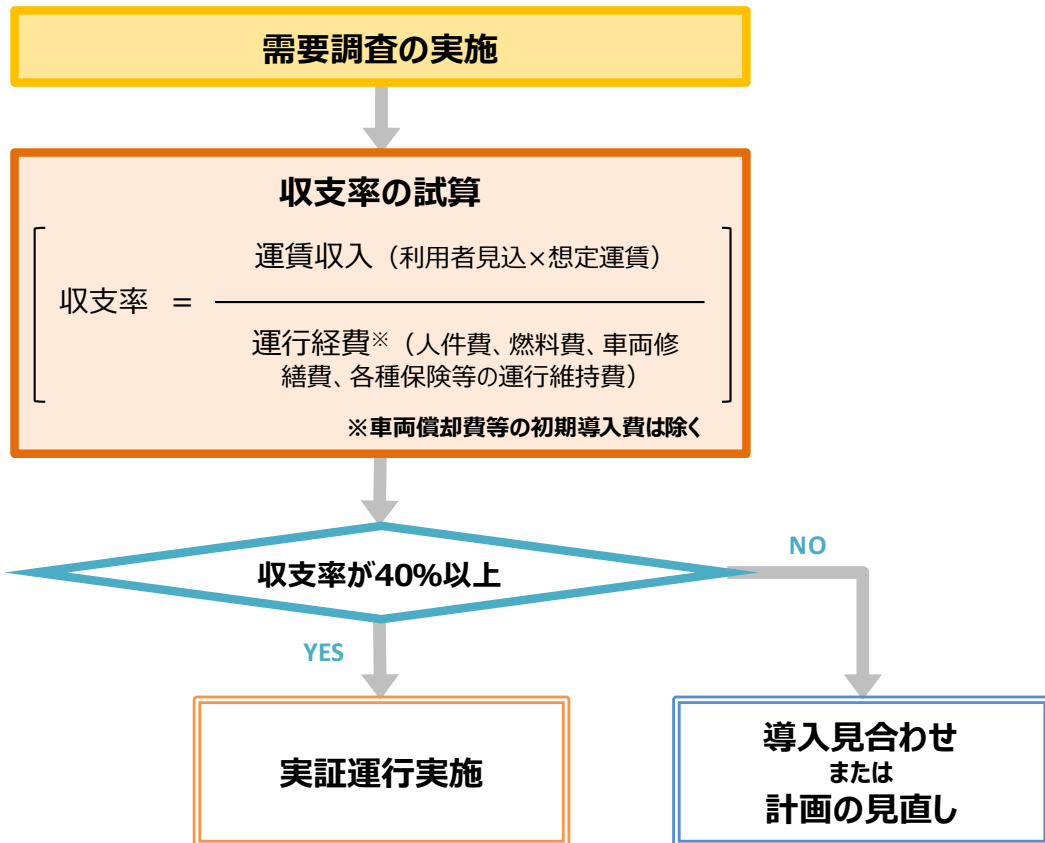
実施
本格運行の

(素案)

③ 実証運行実施の判断

地域 行政 事業者

- 行政は収支率を試算し、実証運行の実施要件を満たしているかを地域と確認します。



収支率が基準に満たなかった場合、原則として、以下の場合を除き、基準に満たなかった運行計画書（案）による、今後の導入検討は行えません。

- ① 運行計画案の再検討により、需要が見込める場合
⇒ ステップ2 (p.15) に戻って再検討
- ② 導入検討地域の範囲を見直すことで、需要が見込める場合
⇒ ステップ1 (p.12) に戻って再検討
- ③ 人口や年齢構成が、将来的に大きく変化したり、病院や大型商業施設が立地するなどの社会的要因により、需要が見込める場合
⇒ ステップ2 (p.15) に戻って再検討

ステップ1

開始
導入検討の

ステップ2

の作成
運行計画案

ステップ3

実施
需要調査の

ステップ4

作成
運行計画の

ステップ5

実施の準備
実証運行

ステップ6

実施
実証運行の

ステップ7

実施の準備
本格運行

ステップ8

実施
本格運行の

(素案)

✓チェックポイント

地域 行政

収支率40%以上が見込まれている。

(基準を満たさなかった場合)

- ① 運行計画案の再検討により、需要が見込める。
⇒ **ステップ2** (p.15) から再検討
- ② 検討対象エリアを広げるなど、導入検討地域の範囲を見直すことで、需要が見込める。
⇒ **ステップ1** (p.12) から再検討
- ③ 人口や年齢構成が、将来的に大きく変化したり、病院や大型商業施設が立地するなどの社会的要因により、需要が見込める。
⇒ **ステップ2** (p.15) から再検討



ステップ1

開始
導入検討の

ステップ2

の作成
運行計画案

ステップ3

実施
需要調査の

ステップ4

作成
運行計画の

ステップ5

実施の準備
実証運行

ステップ6

実施
実証運行の

ステップ7

実施の準備
本格運行

ステップ8

実施
本格運行の

(素案)

ステップ
4

運行計画の作成



① 「コミュニティバス運行計画書」の作成 地域 行政 事業者

- 行政は、「コミュニティバス運行計画書（案）」を基に、地域及び事業者と確認・調整しながら、「コミュニティバス運行計画書」を作成します。

✓チェックポイント	
地域 行政 事業者 行政は、「コミュニティバス運行計画書（案）」を基に、「コミュニティバス運行計画書」（様式4）を作成している。 ⇒ 様式は、 別添資料3 をご覧ください。	<input type="checkbox"/>

② 法定協議会における協議・承認 地域 行政 事業者

- 行政は、「コミュニティバス運行計画書」を法定協議会に諮り、実証運行実施の承認を得ます。
- 行政は、協議の結果を地域に報告します。

✓チェックポイント	
行政 法定協議会で「コミュニティバス運行計画書」が承認されている。	<input type="checkbox"/>
地域 行政 行政は、協議結果を地域に報告している。	<input type="checkbox"/>

ステップ1
開始
導入検討の

ステップ2
の作成
運行計画案

ステップ3
実施
需要調査の

ステップ4
作成
運行計画の

ステップ5
実施の準備
実証運行

ステップ6
実施
実証運行の

ステップ7
実施の準備
本格運行

ステップ8
実施
本格運行の

(素案)

ステップ
5

実証運行の準備

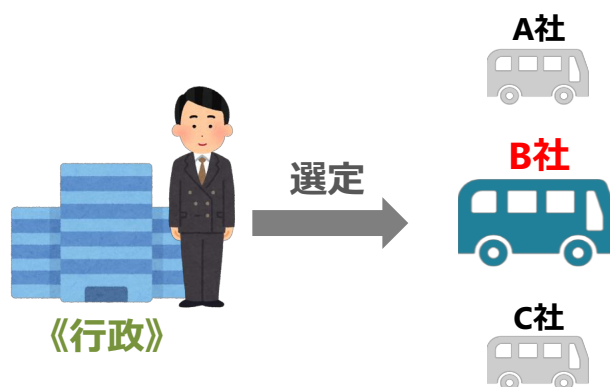


◆ ②以降の手順は一例で、状況に応じ、前後または並行して取り組みます。

① 交通事業者の選定

地域 **行政** 事業者

- **行政**は、コミュニティバスを運行する事業者を選定します。



✓チェックポイント

行政

交通事業者を選定している。



ステップ 1

開始
導入検討の

ステップ 2

の作成
運行計画案

ステップ 3

実施
需要調査の

ステップ 4

作成
運行計画の

実施
実証運行の準備

実施
実証運行の

実施
本格運行の準備

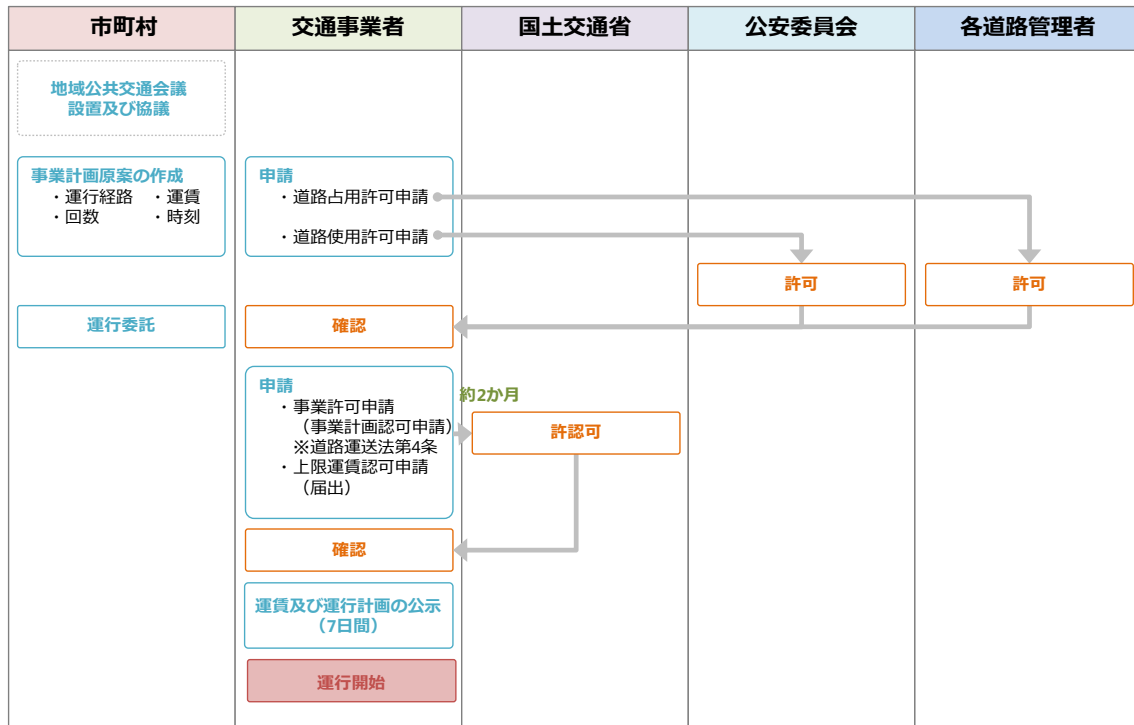
実施
本格運行の

(素案)

② 事業許可申請書の作成・提出・許可

地域 行政 **事業者**

- 選定された**事業者**はコミュニティバスを運行するために、事業許可申請書（道路運送法第4条）を作成して、国土交通省に提出し、運行の認可を受けます。



✓チェックポイント	
事業者 実証運行のスケジュール、標準処理期間を踏まえた事業許可申請が行われている。	<input type="checkbox"/>
事業者 一般乗合旅客自動車運送事業許可（道路運送法第4条）を取得している。	<input type="checkbox"/>

③ バス車両の調達

地域 行政 **事業者**

- 行政**と**事業者**で協議し、運行に必要なバス車両を調達します。

✓チェックポイント	
行政 事業者 バス車両を調達している。	<input type="checkbox"/>

ステップ 1

開始 導入検討の

ステップ 2

の作成 運行計画案

ステップ 3

実施 需要調査の

ステップ 4

作成 運行計画の

ステップ 5

実施の準備 実証運行

ステップ 6

実施 実証運行の

ステップ 7

実施の準備 本格運行

ステップ 8

実施 本格運行の

(素案)

④ 利用環境向上に向けた取組

地域 **行政** **事業者**

- **地域**が運行ダイヤを検討し、**行政**が**事業者**に時刻表作成を依頼します。
- また、**地域**を中心に、適宜、既存公共交通との連携強化や、高齢者・子育て世帯等への配慮等、利用環境向上に関する取組を検討します。

【利用環境向上に向けた取組の例】

ダイヤ

鉄道や路線バスと乗り換えしやすいダイヤ設定等



停留所

停留所へのベンチ・上屋の設置等



車両

他と区別しやすい車両の色デザイン、乗降しやすい車両の導入等



表示

文字を大きくするなど見やすく分かりやすい停留所・時刻表の表示等

主なポイント

- 文字を大きくする
- ユニバーサルデザインのフォント・ピクトグラムの使用
- メリハリのある配色にする

など

✓チェックポイント

地域 **行政** **事業者**

利用環境向上に係る取組を行っている。



ステップ 1
開始
導入検討の

ステップ 2
の作成
運行計画案

ステップ 3
実施
需要調査の

ステップ 4
作成
運行計画の

実施の準備
実証運行

実施
実証運行の

実施の準備
本格運行

実施
本格運行の

(素案)

⑤ 実証運行開始の周知

地域 行政 事業者

- 地域が中心となって、実証運行開始の周知を行います。

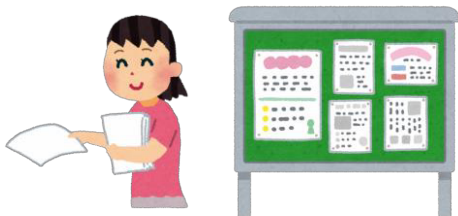
回覧板、チラシ等を利用した周知



口頭での周知



チラシの配布、ポスターの掲示



【記載内容例】

- ✓ 運行内容（日時、便数、運賃等）
- ✓ 時刻表
- ✓ ルート・停留所

など

✓チェックポイント

地域 行政 事業者

実証運行開始の周知を行っている。



ステップ 1

開始 導入検討の

ステップ 2

の作成 運行計画案

ステップ 3

実施 需要調査の

ステップ 4

作成 運行計画の

ステップ 5

実施の準備 実証運行

ステップ 6

実施 実証運行の

ステップ 7

実施の準備 本格運行

ステップ 8

実施 本格運行の

(素案)

⑥ 停留所の設置

地域 **行政** **事業者**

- **事業者**は、停留所を製作し、設置します。
- **行政**は、停留所の設置場所について、既存停留所の活用も検討し、関係者と調整します（特に、駅前広場はスペースが限られていることも多いため、駅前広場の所有者・管理者や、バス・タクシー事業者など既に利用している関係者との調整が必要です。）。

✓チェックポイント	
行政 事業者 停留所設置場所について、既存停留所の活用も検討し、関係者と調整している。 (既存の停留所を活用したい場合) ⇒ 関係者と調整を行い、停留所の設置位置を決定	<input type="checkbox"/>
事業者 停留所を製作・設置している。	<input type="checkbox"/>

ステップ 1
開始
導入検討の

ステップ 2
の作成
運行計画案

ステップ 3
実施
需要調査の

ステップ 4
作成
運行計画の

実施の準備
実証運行

実施
実証運行の

実施の準備
本格運行

実施
本格運行の

(素案)

ステップ
6

実証運行の実施



① 実証運行の実施（原則2年間）

地域 行政 事業者

- 行政、事業者は、実証運行を実施します。
- 実証運行期間は原則2年間（延長する場合は3年間）とします。
- ただし、利用が著しく低調で、基準（収支率40%以上）達成が見込めない場合は、1年間で終了します。

② 利用促進活動の実施

地域 行政 事業者

- 地域が中心となって、周知や利用促進に関する活動を行います。

利用状況の確認・周知



口頭による周知



主要施設との連携



チラシの配布・ポスターの掲示



回覧板を利用した周知



【記載内容例】

- ✓ 運行内容（日時、便数、運賃等）
- ✓ 利用状況、利用の目標
- ✓ 具体的な利用シーン

など

✓チェックポイント

地域 行政 事業者

地域住民等に対して利用促進活動を実施した。



ステップ1

開始
導入検討の

ステップ2

の作成
運行計画案

ステップ3

実施
需要調査の

ステップ4

作成
運行計画の

ステップ5

実施の準備
実証運行

ステップ6

実施
実証運行の

ステップ7

実施の準備
本格運行

ステップ8

実施
本格運行の

(素案)

③ 運行実績の確認

地域 行政 事業者

- 事業者は、日別・便別・停留所別の利用者数を把握し、地域と行政に
適宜報告します。
- 地域は定期的に運行実績を確認し、沿線住民と共有します。

✓チェックポイント	
事業者 日別・便別・停留所別の利用者数を把握し、地域組織や行政に適宜報告している。	<input type="checkbox"/>
地域 行政 事業者の報告に基づき、定期的に運行実績を確認している。	<input type="checkbox"/>
地域 運行実績を、沿線住民と共有している。	<input type="checkbox"/>

④ 利用者への実態調査（アンケート調査）

地域 行政 事業者

- 行政は、利用実態を把握するため、事業者と協力して、コミュニティバス利用者に
適宜アンケート調査を実施します。
- 地域は、自治会等を通じて、沿線住民に対し、調査への協力を呼びかけます。

【調査内容】



✓チェックポイント	
行政 事業者 利用実態を把握するため、コミュニティバス利用者にアンケート調査を実施した。	<input type="checkbox"/>
地域 自治会等を通じて、沿線住民に対し、アンケート調査への協力を呼び掛けた。 ⇒ 調査の概要については、別添資料4をご覧ください。	<input type="checkbox"/>

ステップ1
開始
導入検討の

ステップ2
の作成
運行計画案

ステップ3
実施
需要調査の

ステップ4
作成
運行計画の

ステップ5
実施の準備
実証運行

ステップ6
実施
実証運行の

ステップ7
実施の準備
本格運行

ステップ8
実施
本格運行の

(素案)

⑤ 本格運行への移行、実証運行延長・終了の判断

地域 行政 事業者

- 事業者は実証運行1年間の実績（収入、運行経費）を行政に報告し、行政は報告された実績を基に収支率を計算します。
- 行政は、実証運行開始から1年間の利用状況や収支実績を地域に報告します。

◆ 収支率が基準（40%以上）を満たしている場合

- 本格運行への移行を検討し、法定協議会に諮ります。

◆ 収支率が基準（40%以上）を満たしていない場合

- 収支率が増加傾向または周知・啓発等により収支率の向上が見込める場合は、さらに6か月間収支率を確認します。
- 運行内容の見直しにより収支率向上が見込める場合は、手順⑥（p.37）へ進みます。
- 収支率の向上が見込めない場合は、運行終了を検討します。

✓チェックポイント	
行政 事業者 事業者は、1年間の実績（収入、運行経費）を行政に報告している。	<input type="checkbox"/>
地域 行政 行政は、収支率を計算し、地域に報告している。	<input type="checkbox"/>
地域 行政 収支率が本格運行移行の基準（40%以上）を満たしている。 (収支率が基準を満たしていない場合) ① 収支率が増加傾向、または周知・啓発等により収支率向上が見込める場合 ⇒ さらに6か月間の収支率を確認し、基準を満たすか確認 ② 運行内容見直しにより収支率向上が見込める場合 ⇒ 手順⑥（p.37）へ進む ③ 収支率向上が見込めない場合 ⇒ 運行終了を検討	<input type="checkbox"/>

ステップ1

開始 導入検討の

ステップ2

の作成 運行計画案

ステップ3

実施 需要調査の

ステップ4

作成 運行計画の

ステップ5

実施の準備 実証運行

ステップ6

実施 実証運行の

ステップ7

実施の準備 本格運行

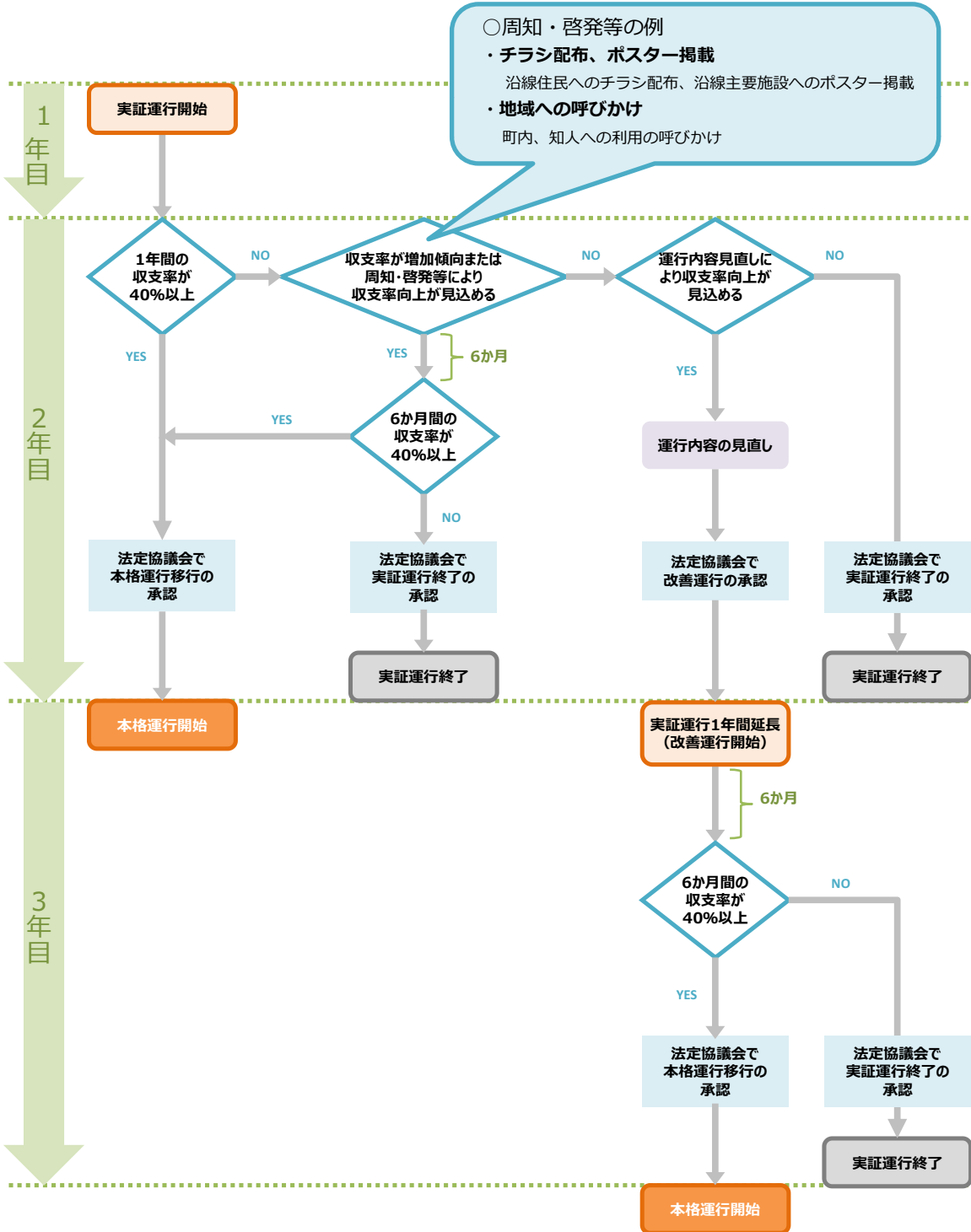
ステップ8

実施 本格運行の

(素案)

実証運行から本格運行までの流れ

- ステップ 1
開始
導入検討の
- ステップ 2
の作成
運行計画案
- ステップ 3
実施
需要調査の
- ステップ 4
作成
運行計画の
- ステップ 5
実施の準備
実証運行
- ステップ 6
実施
実証運行の
- ステップ 7
実施の準備
本格運行
- ステップ 8
実施
本格運行の



(素案)

※運行内容の見直しを行う場合のみ、本手順が必要になります。

⑥ 「コミュニティバス運行計画書」の見直し **地域** **行政** **事業者**

- **地域**は、「コミュニティバス運行計画書」の見直しを行います。
⇒ 検討手順は、**ステップ2** (p.15) と同様です。
- **地域**は、「コミュニティバスの改善に関する同意書」と、「コミュニティバス改善計画書(案)」を作成し、**行政**に提出します。
- **行政**は、「コミュニティバス改善計画書(案)」を基に、**地域**及び**事業者**と確認・調整しながら、「コミュニティバス改善計画書」を作成し、法定協議会の承認を得ます。
- **事業者**は、改善計画書の内容で実証運行を継続します。

■ 運行内容の見直しの例

運行ルート ・ 運行頻度	✓ ニーズが高い商業施設や病院への乗り入れ ✓ 運行ルートの短縮に伴う増便
運行時間帯	✓ 乗り継ぎニーズが高い鉄道駅や停留所のダイヤに合わせた運行
運行日	✓ ニーズが高い目的施設の営業日に合わせた運行
運行車両	✓ 車両の小型化
その他	✓ 運賃以外の収入源の検討(車内への広告掲示等) ✓ 沿線施設との連携(割引券の配布等) ✓ 運賃の値上げ

ステップ1

開始
導入検討の

ステップ2

の作成
運行計画案

ステップ3

実施
需要調査の

ステップ4

作成
運行計画の

ステップ5

実施の準備
実証運行

ステップ6

実施
実証運行の

ステップ7

実施の準備
本格運行

ステップ8

実施
本格運行の

(素案)

✓チェックポイント

<p>地域</p> <p>「コミュニティバスの改善に関する同意書」(様式2)と、 「コミュニティバス改善計画書(案)」(様式3)を作成し、行政に提出している。 ⇒ 様式は、別添資料3をご覧ください。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>地域 行政 事業者</p> <p>行政は、「コミュニティバス改善計画書(案)」を基に、 「コミュニティバス改善計画書」(様式4)を作成している。 ⇒ 様式は、別添資料3をご覧ください。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>行政</p> <p>法定協議会で、「コミュニティバス改善計画書」が承認されている。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>地域 行政</p> <p>行政は、協議結果を地域に報告している。</p>	<input type="checkbox"/>

ステップ1
開始
導入検討の

ステップ2
の作成
運行計画案

ステップ3
実施
需要調査の

ステップ4
作成
運行計画の

ステップ5
実施の準備
実証運行

ステップ6
実施
実証運行の

ステップ7
実施の準備
本格運行

ステップ8
実施
本格運行の

(素案)

ステップ
7

本格運行の準備



① 本格運行開始の周知

地域 行政 事業者

- 地域が中心となって、本格運行開始の周知に関する活動を行います。

✓チェックポイント	
<p>地域</p> <p>本格運行開始の周知に関する活動を行っている。 ⇒ 活動内容については、ステップ5の⑤ (p.31) をご覧ください。</p> <p>≪周知方法の例≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会議での周知 ・ チラシ配布 ・ ポスター掲載 <p style="text-align: right;">など</p>	<input type="checkbox"/>

② 停留所の設置

地域 行政 事業者

- 地域は、実証運行から変更がなくても、停留所の設置に関して、近隣住民に再度説明し、了承を得ます。
- 行政は、停留所の設置場所について、既存停留所の活用も検討し、関係者と調整します（特に駅前広場はスペースが限られていることも多いため、駅前広場の所有者・管理者や、バス事業者・タクシー事業者など既に利用している関係者との調整が必要です。）。

✓チェックポイント	
<p>行政 事業者</p> <p>停留所設置場所について、既存停留所の活用も検討し、関係者と調整している。</p> <p>(既存の停留所を活用したい場合)</p> <p>⇒ 関係者と調整を行い、停留所の設置位置を決定</p>	<input type="checkbox"/>

ステップ 1

開始
導入検討の

ステップ 2

の作成
運行計画案

ステップ 3

実施
需要調査の

ステップ 4

作成
運行計画の

ステップ 5

実施の準備
実証運行

ステップ 6

実施
実証運行の

ステップ 7

実施の準備
本格運行

ステップ 8

実施
本格運行の

(素案)

ステップ
8

本格運行の実施



① 利用促進活動の実施

地域 行政 事業者

- ・ **地域**が中心となって、周知や利用促進に関する活動を行います。

✓チェックポイント

地域 **行政** **事業者**

地域住民等に対して利用促進活動を行っている。

⇒ 活動内容については、**ステップ6**の② (p.33) をご覧ください。

《利用促進活動》

- ・ 会議での周知
- ・ チラシ配布
- ・ ポスター掲載

など

② 運行実績の確認

地域 行政 事業者

- ・ **事業者**は、日別・便別・停留所別の利用者数をカウントし、**地域**や**行政**に適宜報告します。
- ・ **地域**は、定期的に運行実績を確認し、沿線住民と共有します。

✓チェックポイント

事業者

日別・便別・停留所別の利用者数を把握し、地域組織や行政に適宜報告している。

地域 **行政**

事業者の報告に基づき、定期的に運行実績を確認している。

地域

運行実績を、沿線住民と共有している。

ステップ 1

開始
導入検討の

ステップ 2

の作成
運行計画案

ステップ 3

実施
需要調査の

ステップ 4

作成
運行計画の

ステップ 5

実施の準備
実証運行

ステップ 6

実施
実証運行の

ステップ 7

実施の準備
本格運行

ステップ 8

実施
本格運行の

(素案)

③ 本格運行継続・終了の判断

地域 行政 事業者

- 事業者は本格運行1年間の実績（運賃収入、運行経費）を行政に報告し、行政は報告された実績を基に収支率を計算します。
- 行政は、本格運行後1年間の利用状況や収支実績を地域に報告します。

◆ 収支率が基準（40%以上）を満たしている場合

- 本格運行を継続します。
- 地域に運行改善の意思がある場合には、運行内容の見直しを行います。

◆ 収支率が基準（40%以上）を満たしていない場合

- 地域に運行改善の意思がある場合は、ステップ6の⑥（p.37）を参考に、運行内容の見直しを行います。
- 運行内容を見直す場合、行政は、必要に応じて、地域や事業者と協力し、コミュニティバス利用者や、沿線住民等にアンケート調査（⇒別添資料4参照）を実施し、利用実態を把握します。
- 地域に運行改善の意思がない場合は、さらに6か月間の収支率を確認し、運行継続または終了を検討します。

✓チェックポイント	
<p>行政 事業者</p> <p>事業者は、1年間の実績（運行経費、運賃収入）を行政に報告している。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>地域 行政</p> <p>行政は、収支率を計算し、地域に報告している。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>地域</p> <p>収支率が本格運行継続の基準（40%以上）を満たしている。</p> <p>（収支率が基準を満たしていない場合）</p> <p>① 地域に運行改善の意思がある場合 ⇒ ステップ6の⑥（p.37）を参考に、運行内容の見直しを実施</p> <p>② 地域に運行改善の意思がない場合 ⇒ さらに6か月間の収支率を確認し、運行継続または終了を判断</p>	<input type="checkbox"/>

ステップ1
開始
導入検討の

ステップ2
の作成
運行計画案

ステップ3
実施
需要調査の

ステップ4
作成
運行計画の

ステップ5
実施の準備
実証運行

ステップ6
実施
実証運行の

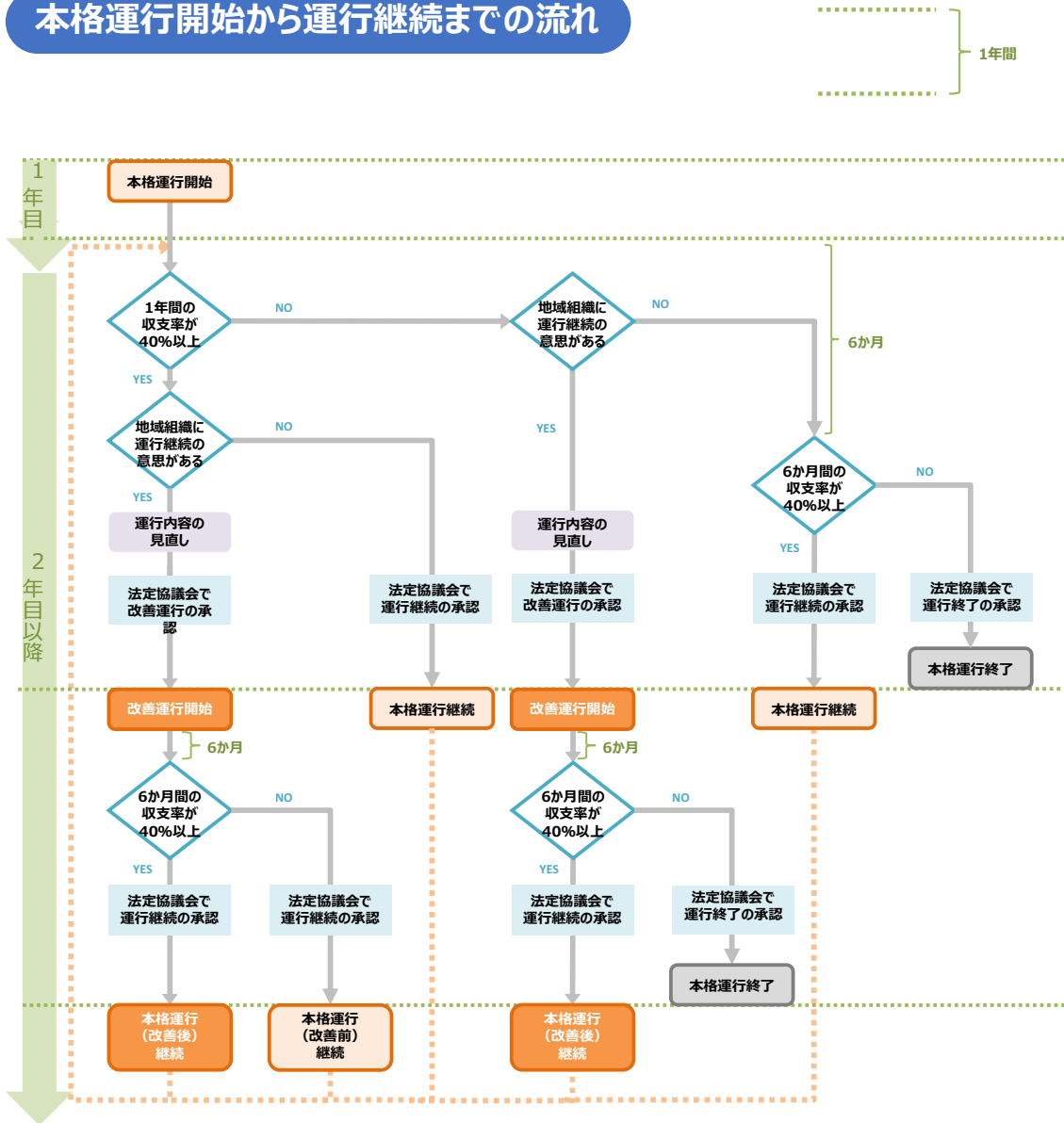
ステップ7
実施の準備
本格運行

ステップ8
実施
本格運行の

(素案)

本格運行開始から運行継続までの流れ

- ステップ 1 開始 導入検討の
- ステップ 2 の作成 運行計画案
- ステップ 3 実施 需要調査の
- ステップ 4 作成 運行計画の
- ステップ 5 実施の準備 実証運行
- ステップ 6 実施 実証運行の
- ステップ 7 実施の準備 本格運行
- ステップ 8 実施 本格運行の



(素案)

地域で「つくる」コミュニティバス
～コミュニティバス導入ガイドライン～
2000年00月

- 発行 松戸市
〒271-8588 松戸市根本387番地の5
TEL: 047-366-1111
- 編集 松戸市 街づくり部 交通政策課